

## 連合農学研究科教員資格審査判定基準の申合せ

平成18年1月20日	代議委員会
平成20年1月18日	一部改正
平成21年12月18日	一部改正
平成22年4月12日	一部改正
平成24年5月18日	一部改正
平成26年1月10日	一部改正
平成26年4月1日	実施
令和2年1月10日	一部改正

連合農学研究科教員資格審査判定基準の注意書きについては、次のとおりの取扱いとする。

1. 論文Ⅰは、次の1)及び2)の学術雑誌に掲載されたFull paperの査読付き原著論文を基本とする。<sup>注1, 2)</sup>

1) 次の学術雑誌に掲載された原著論文は、代議委員会の議を経ないで論文Ⅰとする。

- ① PubMedに登録されている学術雑誌
- ② Clarivate AnalyticsのInCites Journal Citation Reportsのリストに掲載されているイパクター付き学術雑誌
- ③ 日本学術会議協力学術研究団体が発行する学術雑誌

2) 上記以外の学術雑誌については、社会科学系に限り以下の事項を記した書類を代議委員会に提出し、可否を代議委員会で決定する。

- ① 学会員数
- ② 総会又はこれに準ずるものの開催状況(年会の開催回数)
- ③ 発行状況(年間の発行回数、年間の論文数)
- ④ 編集の体制(編集委員会の有無、査読制度の有無、会員以外の投稿の可否、論文の採択率)

2. 社会科学系及び水産工学系の論文の取り扱いについて

- ・個別報告論文、著書及び指定された論文を論文Ⅰにカウントする基準については、別途これを定める。
- ・外国人教員の日本語・英語以外の言語で書かれた論文については、1の2)と同様の手続きとする。

3. 1の2)の手続きにより承認された学術雑誌のリストを作成する。

注1) Full paper以外の論文を論文Ⅰとして提出する場合は、以下のとおりとする。

- ① 「論文Ⅰに相当する理由書(様式任意)」を論文毎に添付すること。
- ② 教員資格審査委員会で、前項の理由書と当該論文の内容等を精査し、代議委員会において論文Ⅰ相当であるかどうかを決定する。
- ③ 上記で認められるFull paper以外の論文については、主指導教員資格にあつては3編まで、副指導教員資格にあつては2編までとする。

注2) 論文Ⅰには指定以外の国際会議等のProceedingsは含まない。

## 【参 考】

### 学会誌リスト

- ・環境毒性学会誌（出版学会：日本環境毒性学会、第28回代議委員会（H18.9.7）承認）
- ・北日本漁業（出版学会：北日本漁業経済学会、第40回代議委員会（H19.7.20）承認）